

## 生活に困窮する子どもの学習援助に対し、 国の補助金拡充を求める要望

関東部会提出  
説明担当 青梅市

社会経済環境の変化により生活に困窮する国民が増加する中、重層的なセーフティネットの構築が求められ、平成27年4月から生活困窮者自立支援法が施行されることとなった。

この生活困窮者自立支援法では、生活困窮者である子どもに対し学習の援助を行う事業が規定されているが、任意事業であり、かつ国の補助金については、同法上、費用の2分の1以内と最も少ない割合となっている。

今日、貧困の連鎖の問題がクローズアップされており、国並びに自治体においては、我が国のすべての子どもたちが家庭環境などに関係なく、十分に教育を受けることができるよう取り組む責務を担っている。

石油などの資源が乏しい我が国にとって、人材こそが誇るべき資源であり、将来を担う子どもたちへの学習支援は大変重要であると考えます。

よって、生活困窮者自立支援法に規定されている子どもに対し学習の援助を行う事業の、国の補助の割合の拡充を図られることを要望する。